

青森県報

第三千七百四十二号

平成二十五年

九月十一日

(水曜日)

目次

告示

生活保護法による指定医療機関の名称変更の届出……………	(健康福祉課) …… 一
生活保護法による施術者の指定……………	(政策課) …… 一
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の名称変更の届出……………	(同) …… 一
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による施術者の指定……………	(同) …… 一
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療機関の指定……………	(障害福祉課) …… 二
身体障害者福祉法による医師の指定……………	(同) …… 二
家畜商講習会の開催……………	(畜産課) …… 二
砂利採取業務主任者試験の施行……………	(河川砂防課) …… 三
特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………	(会計管理課) …… 四

告示

青森県告示第六百七十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から名称を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第

一号の規定により告示する。

平成二十五年九月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

区 分	名称又は氏名	所在地又は住所	変更年月日
変更前	河原木内科医院	八戸市大字糠塚字下道七の三二	平成二十五年九月十一日
変更後	ちよつじやの森内科クリニック		

青森県告示第六百八十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十五年九月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
佐々木 健一	健康堂センター	弘前市大字和徳町三五	平成二十五年九月十一日

青森県告示第六百八十一号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）以下「例による生活保護法」という。（第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から名称を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十五年九月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名称又は氏名	所在地又は住所	変更年月日
変更前	河原木内科医院	八戸市大字糠塚字下道七の三二	平成二五・七・二二
変更後	ちようじやの森内科 クリニック		

青森県告示第六百八十二号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療支援給付のための施術を担当させる者を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十五年九月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
佐々木 健一	健康堂センター	弘前市大字和徳町三五	平成二五・八・三

青森県告示第六百八十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

平成二十五年九月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指定年月日
-----	-------	-------

いちご薬局八戸日赤前店	八戸市大字田面木字堤下二二三	平成二五・九・一
-------------	----------------	----------

青森県告示第六百八十四号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により次のとおり医師を指定したので、青森県身体障害者福祉法施行細則（昭和六十二年三月青森県規則第二十六号）第五条の規定により告示する。

平成二十五年九月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名	勤務する病院等		診療科目	指定年月日
	名 称	所 在 地		
工藤 朝香	弘前大学医学部附属病院	弘前市大字本町五三	眼科（視覚障害）	平成二五・九・一
吹田 淑子	弘前大学医学部附属病院	弘前市大字本町五三	眼科（視覚障害）	"
平賀 仁	八戸市立市民病院	八戸市大字田向字昆沙門平一	循環器科（心臓機能障害）	"

青森県告示第六百八十五号

家畜商法（昭和二十四年法律第二百八号）第三条第二項第一号の規定により、家畜商講習会を次のとおり開催するので、家畜商法施行令（昭和二十八年政令第二百五十二号）第一条の二第一項の規定により公示する。

平成二十五年九月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 開催日時
平成二十五年十月三十一日午前九時から同年十一月一日午後五時まで
- 二 開催場所

三 青森県庁北棟五階B会議室 青森市新町二丁目三の一
講習科目及び時間数

講習科目及び時間数は、次のとおりとする。ただし、獣医師の免許を受けている者にあつては2及び3について、家畜人工授精師の免許を受けている者にあつては2について受講することを要しない。

1 家畜の取引に関する法令 四時間

2 家畜の品種及び特徴 四時間

3 家畜の悪癖、機能障害及び疾病 六時間

四 受講希望者は、受講願書に次に掲げる書類を添えて、平成二十五年十月十一日までに青森県農林水産部畜産課に提出すること。

1 三千四百円（獣医師の免許を受けている者にあつては千八百円、家畜人工授精師の免許を受けている者にあつては二千七百六十円）分の青森県収入証紙

2 写真（願書提出前六か月以内に撮影したもので、大きさは、縦四センチメートル、横三センチメートルとする。）

3 住民票の写し（願書提出前三か月以内に交付を受けたもの）

4 獣医師又は家畜人工授精師の免許を受けている者にあつては、当該免許に係る免許証の写し

五 その他

1 受講願書の用紙は、青森県農林水産部畜産課、各地域県民局地域農林水産部及び市町村役場に備え付けてあるので請求すること。

2 受講者は、印鑑及び筆記用具を持参すること。

3 受講者は、最寄りの公共交通機関を利用すること。

4 その他詳細については、青森県農林水産部畜産課又は各地域県民局地域農林水産部に問い合わせること。

公 告

砂利採取業務主任者試験の施行

平成二十五年年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり施行するので、砂利採取業者の登録等に関する規則（昭和四十三年通商産業省令第八十号）第八条の規定により公

告する。

平成二十五年九月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 試験の期日及び場所

1 期日 平成二十五年十一月八日（金）午前十時から正午まで

2 場所 青森市安方一丁目一の四〇

青森県観光物産館「アスパム」四階 会議室「奥入瀬」

二 試験科目等

試験は、次に掲げる科目について筆記により行う。

1 砂利の採取に関する法令

2 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）

三 受験願書の受付期間

平成二十五年九月三十日（月）から同年十月十八日（金）まで（郵送の場合は、同日付けの消印のあるものまでを有効とし、直接持参する場合は、前記期間（土・日曜及び祝日を除く。）の午前八時三十分から午後五時十五分までとする。）

四 受験願書の提出先

青森市長島一丁目一の

青森県土整備部河川砂防課

五 提出書類

1 受験願書 一通

2 写真 一枚（写真の大きさは手札形で、受験願書提出前六月以内に撮影した正面上半身像とし、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）

六 受験手数料

七千六百円（青森県収入証紙により、受験願書提出時に添付して納入する。消印してはならない。）

七 その他

受験願書の用紙は、青森県土整備部河川砂防課で配布する。また、青森県のホームページからダウンロードすることができる。（郵送を希望する場合は、返送先を明記した返信用封筒に、八十円分の切手を貼り付けたものを同封すること。）

受験者には、青森県土整備部河川砂防課から受験票を送付する。

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年九月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 物品等の名称及び数量
ゲルマニウム半導体検出装置 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県出納局会計管理課
青森市長島一丁目の一
- 三 契約の方法
一般競争入札
- 四 契約の相手方を決定した日
平成二十五年八月二十八日
- 五 契約の相手方の名称及び住所
キャンベラジャパン株式会社
東京都台東区浅草橋四丁目一九の八浅草橋ビル
- 六 契約金額
四千五百七十八万円
- 七 契約の相手方を決定した手続
物品に要求される性能が満たされていると判断した製作仕様書等を提出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を契約の相手方としたものである。
- 八 入札の公告を行った日
平成二十五年七月十二日

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町一丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭